

2015 4/7

【第三種郵便物認可】

## ふるさと納税で減税目安

上限3万 → 5万9000円に

総務省は生まれ故郷など好きな地方自治体に寄付をした人の税負担が減る「ふるさと納税」について、年収や家族構成別に、減税措置を受けられる金額の上限の目安を公表した。2015年から上限が従来の約2倍になったため改めてまとめた。妻が主婦の年収500万円の場合、上限はこれまでの3万円から5万9千円になった。

ふるさと納税は、好きな

### 妻が主婦、年収500万円なら▶▶

な都道府県や市町村に寄付すると、寄付額から2千円を引いた金額について、今住んでいる自治体に納める住民税と所得税から差し引かれる制度。2千円以外の金額が減税される寄付額には上限があり、上限を超えた分は自己負担になる。

総務省がまとめた新たな上限は、妻が主婦で高校生の子どもの1人いる年収700万円の会社員だと8万6千円。14年までの9万4千円から18万8千円に上がった。夫婦共働きで子どもがいない年収1千万円の会社員だと、これに盛り返された。

ふるさと納税で全額控除を受けられる寄付額の新しい上限の目安  
(単位万円、カッコ内は14年まで、寄付額のうち2千円は自己負担になる)

		寄付した人の年収(万円)			
		300	500	700	1000
家族構成	独身・共働き	3.1 (1.6)	6.7 (3.4)	11.8 (5.9)	18.8 (9.4)
	夫婦(配偶者控除あり)	2.3 (1.2)	5.9 (3.0)	10.8 (5.5)	17.9 (9.0)
	夫婦(配偶者控除あり)+子1人(高校生)	1.5 (0.8)	4.6 (2.4)	8.6 (4.4)	17.0 (8.5)
	共働き+子2人(大学生、高校生)	1.0 (0.6)	4.2 (2.2)	8.3 (4.2)	16.6 (8.3)

での4万4千円から95%上がった。夫婦共働きで子どもがいない年収1千万円の会社員だと、これに盛り返された。

上限の引き上げは、地域へのお金の流れを増やすために15年度の税制改正に盛り込まれた。